

第2次 紀の川市教育大綱 (案)



平成 30（2018）年 5 月策定

令和 5（2023）年 3 月改訂

紀の川市

はじめに

2015（平成 27）年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」という。）を定めることとされました。本市においても、総合教育会議での協議を経て、「紀の川市教育大綱」を策定しました。



さらに、2018（平成 30）年には、市の最上位計画である「第 2 次紀の川市長期総合計画」の策定に合わせ、「第 2 次紀の川市教育大綱」を策定しましたが、その後、人口減少と少子高齢化の進行、デジタル技術の急激な進展、自然災害や新たな感染症の脅威による生活行動の変容や制限等、子供たちの教育環境や市民の生活環境に大きな影響を与えました。

特に、子供たちを取り巻く環境は、コロナ禍による長期臨時休業や各種教育活動の制限、GIGA スクール構想における教育の ICT 化など、教育環境が大きく変化だけでなく、いじめ問題や不登校児童生徒の増加などの教育課題が複雑化・多様化してきています。

人生 100 年時代の到来が予想される中、生涯を通して学習や運動習慣の機会を設けることで、市民の生きがいや糧となり、社会参加や健康増進・健康寿命の延伸が期待できることから、このような機会の提供や環境の充実を図る必要があります。

今回、2023（令和 5）年度 から 2026（令和 8）年度を計画期間とする、「第 2 次紀の川市長期総合計画 後期基本計画」が策定されたことに伴い、基本理念は維持しつつ、昨今の社会情勢や教育環境の変化に対応し、さらに強力的に推進していくため、「第 2 次紀の川市教育大綱」の改訂を行いました。

学校・家庭・地域と連携し、本大綱に掲げる教育施策を講じていくことで、子供も大人も元気に育ち、共に学び続ける「生涯共育」を推進します。

2023（令和 5）年 3 月

紀の川市長 岸本 健

2. 市の将来像と教育大綱の基本理念

◆市の将来像

「人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち」

本市に多くの人を訪れ、来訪者・市民を問わず交流が盛んで活気にあふれるまち、恵まれた自然環境、豊かな地域資源を生かした魅力あふれるまちをめざします。

また、生活している誰もが安全に安心して暮らせるまち、子供から高齢者まで、全ての市民がいきいきと暮らせるまち、本市に関わるみんなが紀の川市に愛着をもっているまちをめざします。

◆教育大綱の基本理念

「生涯共育」子供も大人も元気に育ち学び続ける

紀の川市長期総合計画に掲げる将来像「人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち」の実現に向け、将来に夢や希望を持つことができる紀の川市をめざすとともに、紀の川市の魅力のひとつでもある伝統ある歴史・文化に触れながら子供も大人も元気に育ち共に学び続ける「生涯共育」を進めます。

3. 教育大綱の基本施策

(1) 家庭と地域による子供の健全育成の推進

- 共育コミュニティの推進
- 子供の安全確保と環境の整備
- 地域との交流・活動の推進
- 家庭教育支援の推進

(2) 学校教育環境の充実

- 安全・安心で快適な学校施設の充実
- 学校の適正規模適正配置の推進
- 安全な通学環境の整備
- 一人一人に応じた学びの機会の保障
- 学校給食の充実

(3) 子供の力を伸ばす教育

- 「確かな学力」の向上と「豊かな心」・「たくましい体」の育成
- 教員の知識・技能の向上
- 特別支援教育の充実
- 幼児教育と小学校教育の連携
- 学校運営協議会の充実

(4) 人権が尊重された差別のない社会の実現

- 人権啓発・教育の推進

(5) 生涯学習の推進

- 生涯学習機会の提供
- 生涯学習を担う人材の育成
- 生涯学習施設の適切な管理
- 図書館の充実

(6) 歴史資産の保護・活用

- 歴史文化の保護・継承
- 文化財の活用・啓発

(7) スポーツの振興と環境の充実

- スポーツ推進体制の充実
- 生涯を通じたスポーツ活動の推進
- スポーツ施設の充実と適切な管理

基本施策の具体的な取組

基本施策（１）家庭と地域による子供の健全育成の推進……………	4
基本施策（２）学校教育環境の充実……………	6
基本施策（３）子供の力をのばす教育……………	8
基本施策（４）人権が尊重された差別のない社会の実現……………	10
基本施策（５）生涯学習の推進……………	11
基本施策（６）歴史資産の保護・活用……………	12
基本施策（７）スポーツの振興と環境の充実……………	13

基本施策（１） 家庭と地域による子供の健全育成の推進



●基本方針

家庭と地域で子供を見守り育てるという意識を持ち、子供が安全・安心・健やかに過ごせるまちを目指します。

●目標実現のための主な取組

【関係課】生涯学習課、教育総務課

取 組 方 針	事 業 名
■共育コミュニティの推進 ○学校を核とした地域づくりを推進することで、地域の大人が地域の子供を見守り育てる活動を活発化させます。 ○放課後一人で過ごさなければならない子供のため、安全・安心な居場所づくりを地域の協力を得ながら進めることで、学習支援や大人との交流ができる機会を継続的・定期的に提供します。	・共育コミュニティ推進事業
■子供の安全確保と環境の整備 ○学校や家庭、地域などと連携して、街頭補導や児童生徒の登下校時の早朝・夕刻パトロールを実施します。 ○子供を取り巻く有害環境の浄化を目指し、スマートフォンなどの情報端末やインターネット・SNSを安全・適切に利用するための環境を整備します。	・共育コミュニティ推進事業 ・青少年センター運営事業 ・青少年健全育成事業
■地域との交流・活動の推進 ○青少年が豊かな人間性を育み、社会で生きる力と創造力を身につけるための支援を実施します。また、それらの取組を通じて、地域の将来を支える人材を育成します。 ○子ども会が実施する集団活動や地域活動などを通じて、子供たちの生きる力を育み、地域の教育力を高める活動を支援します。 ○青少年育成市民会議や青少年健全育成推進協議会などの関係団体と連携し、地域の子供たちの見守り活動や地域での体験学習を実施します。	・青少年健全育成事業 ・地域子ども会活動支援事業

■家庭教育支援の推進 ○乳幼児期から学齢期まで切れ目のない家庭教育支援の推進を図るため、関係各課の連携による推進体制の構築を進めます。 ○保育所や小・中学校などとの連携を強化し、家庭教育の必要性を周知するとともに、保護者を対象とした講座の開催などを通じて、基本的な生活習慣や生活能力の育成につながる学習機会の創出を図ります。 ○子供と愛情にあふれた豊かな時間を過ごすきっかけづくりのため、家族そろっての読書を推進します。 ○家庭教育の基礎となる要素を学ぶことができる取組を推進します。	・家庭教育推進事業 ・図書館運営事業
--	---

基本施策（２） 学校教育環境の充実



●基本方針

安全・安心で、快適な教育環境が整っているまちを目指します。

●目標実現のための取組

【関係課】教育総務課、学校再編推進室

取 組 方 針	事 業 名
安全・安心で快適な学校施設の充実 ○学校施設が安全で快適に利用できるよう、大規模改造や長寿命化を計画的に進めます。 ○計画的に特別教室への空調設備を整備し、快適な教育環境の整備を進めます。	・小学校施設管理事業 ・中学校施設管理事業 ・小学校施設長寿命化事業 ・中学校施設長寿命化事業 ・小学校空調設備整備事業 ・田中小学校改築事業
学校の適正規模適正配置の推進 ○学校規模による児童生徒の教育環境や条件に不均衡を生じさせないよう、具体的な学校再編に向けた取組を計画的に推進します。 ○学校再編などにより新たに発生する通学困難地域の児童の効率的で安全な通学手段の検討をします。	・学校適正規模適正配置推進事業 ・遠距離通学対策事業
安全な通学環境の整備 ○国や県、警察などの関係機関と連携し、通学路における点検の実施や危険箇所の情報の共有を行うとともに、通学時の安全確保に向けた取組を推進します。 ○歩道が設置できない通学路には、グリーンベルトの設置を関係各課と進めます。 ○校門を通過した小学３年生までの児童の情報について、希望する保護者などへ無償で配信します。	・学校教育総務管理事業 ・小学校運営事業
一人一人に応じた学びの機会の保障 ○教育相談員や適応指導教室などの教育相談体制の充実を図るとともに、学校や保護者、関係機関との連携を強化することで、不登校児童生徒の学びの機会を保障します。 ○特別な支援を必要とする児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、特別支援教育支援員の配置や施設環境の整備を実施します。 ○経済的理由により就学が困難な児童生徒に対して、適切な就学援助を実施します。	・教育相談事業 ・特別支援教育推進事業 ・児童就学援助事業 ・生徒就学援助事業

学校給食の充実

○地場産の食材や有機野菜を可能な限り活用した安全・安心な給食を提供します。

- ・学校給食運営業
- ・学校給食センター管理事業

基本施策（３） 子供の力をのばす教育



●基本方針

学校・家庭・地域が連携し、児童生徒が「確かな学力」「豊かな心」「たくましい体」を身につけることができるまちを目指します。

●目標実現のための取組

【関係課】教育総務課

取 組 方 針	事 業 名
◆「確かな学力」の向上と「豊かな心」・「たくましい体」の育成 ○1人1台端末を活用した「個別最適な学び」と、学び合いによる「協働的な学び」を一体的に推進します。 ○読書活動の充実と語彙の拡充や表現力・読解力の向上のため、学校司書を活用した学校図書館の充実を図ります。 ○英語教育の充実を図るため、ALT（外国語指導助手）の配置や小学校に専科教員などを配置します。 ○豊かな心を育むため、家庭や地域と連携して、さまざまな体験活動・教育活動の充実を図ります。 ○体力向上のため、学校保健活動や体育的活動などの取組を推進します。 ○食の大切さを学ぶ食育を推進し、地産地消による郷土愛の醸成を図ります。 ○部活動の機会を保障するため、国の動向に注視しながら地域への移行を推進します。	・学校教育推進事業 ・学校図書館教育推進事業 ・小中学校教育活動事業 ・学校給食運営事業 ・中学校運営事業
◆教職員の知識・技能の向上 ○教師力・授業力の向上のための研修を実施し、資質・能力の向上を目指します。また、若手教員やミドルリーダーの育成に努めます。 ○ICTを活用したわかりやすい授業を実現するための研修体制を強化するとともに、ICT活用スキルの向上をめざしたICT支援員を配置します。	・教職員人事管理事業 ・学校教育推進事業
◆特別支援教育の充実 ○就学前や小・中学校で特別な支援が必要な児童生徒に対して、個別の教育支援計画（つなぎ愛シート）を作成するとともに、関係機関と連携を図り、一人一人の教育的ニーズに寄り添った切れ目のない支援を実施します。	・特別支援教育推進事業

◆幼児教育と小学校教育の連携 ○学びの連続性・一貫性を確保するため、「紀の川スタンダード」や「スタートカリキュラム」を活用し、関係各課や保育所、幼稚園などと連携を図り、幼児期から小学校へのスムーズな接続への取組を進めます。	・学校教育推進事業
学校運営協議会の充実 ○地域住民や保護者、教職員などで構成される学校運営協議会の意見を学校運営に積極的に反映し、地域と一体となった特色ある学校づくりに努めます。	・学校教育総務管理事業

基本施策（４） 人権が尊重された差別のない社会の実現



●基本方針

一人一人が人権問題を自分自身の問題と受け止め、日常生活において学習を深めるとともに、より多くの人々が問題意識を持ち、全ての人の人権が尊重された差別のないまちを目指します。

●目標実現のための取組

【関係課】教育総務課、生涯学習課、人権施策推進室

取 組 方 針	事 業 名
◆人権啓発・教育の推進 ○人権映画会や講演会などの機会を通して、人権意識の高揚を図るための取組を推進します。 ○就学前は、自然や動植物とのふれあいを通して、いのちの大切さを感じたり、さまざまな遊びを通して仲間との関係や豊かな人間性を培うなど、人との関わりを通して相手を理解し、お互いを大切に思う気持ちを育てていくことを基本とした人権教育を進めます。 ○小・中学校では、学校生活のあらゆる場を通して、個々の児童・生徒の自尊感情を高め、他者を尊重し、互いに違いを認め合うとともに、人権に関する知識を深め、豊かな感性を育む教育や、コミュニケーション能力など、人権に関わるスキル（技能）を身につける教育の推進を図ります。 ○小・中学校の教職員一人一人が人権を尊重する理念をもち、研修内容の充実により、差別を見逃さない鋭い人権感覚と資質、指導力の向上を図ります。 ○社会教育として、さまざまな学習機会を通して、市民一人一人が人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常生活で実現できる取組を推進します。	・学校教育推進事業 ・人権教育推進事業

基本施策（５） 生涯学習の推進



●基本方針

生涯にわたり自ら学びながら心豊かな人間性を培い、人と人を結び調和のとれた明るく活力あるまちを目指します。

●目標実現のための取組

【関係課】生涯学習課

取 組 方 針	事 業 名
◆生涯学習機会の提供 ○生涯学習活動のきっかけとなるよう、誰もが気軽に立ち寄ることができる公民館づくりを進めるとともに、市民ニーズや社会課題に対応した講座の開催や事業を実施します。 ○市民が自主的に生涯学習活動に参加できるよう、SNSの活用など多様な広報を実施します。 ○誰もが生涯学習活動へ参加できる環境づくりを進めるとともに、障害のある人を対象とした講座を引き続き開催します。 ○市民の文化意識が向上し、心豊かに過ごせるよう、質の高い多様な文化芸術に触れる機会の提供を行います。	・ 公民館活動推進事業 ・ 生涯学習推進事業 ・ 文化振興事業
◆生涯学習を担う人材の育成 ○生涯学習機会の提供を通じて、今後の生涯学習活動を担う人材の育成を行います。	・ 社会教育推進事業 ・ 公民館活動推進事業
◆生涯学習施設の適切な管理 ○利用者の利便性向上を図るため、高齢者、子育て世代、障害のある人など、誰もが利用しやすい生涯学習施設の整備を進めます。 ○利用者が安全に安心して利用できるよう、生涯学習施設の適正な維持管理を行います。	・ 生涯学習施設管理運営事業 ・ 公民館管理運営事業
◆図書館の充実 ○市民ニーズを踏まえた蔵書・資料の充実を図るとともに、河北・河南図書館それぞれで特色あるイベントや季節ごとのイベントなどを開催することで、本を媒体として市民が集える空間づくりを進めます。 ○高齢者、子育て世代、障害のある人など、誰もが利用しやすい図書館づくりを進めます。 ○デジタル技術を活用した利便性向上につながる取組など、図書館利用者の満足度向上を図ります。	・ 図書館運営事業 ・ 図書館施設管理事業

基本施策（６） 歴史資産の保護・活用



●基本方針

市民が地域の歴史と文化を正しく理解し、文化財が適切に保存・活用されているまちを目指します。

●目標実現のための取組

【関係課】生涯学習課

取 組 方 針	事 業 名
◆歴史文化の保存・継承 ○継続性・一貫性のある保存・活用を推進するため、「文化財保存活用地域計画」の策定を行います。 ○未指定の文化財を含めた総合的な調査を実施し、状況を把握します。 ○地域や関係機関などと連携し、文化財の適切な保存・継承に努めます。 ○建造物、伝統行事、天然記念物など多種多様な文化財に関わる、次世代の担い手育成を進めます。	・文化財保護事業 ・文化財施設管理運営事業 ・旧名手本陣整備事業
◆文化財の活用 ○文化財施設での体験教室や企画展などを通じて、市民が文化財への理解を深めるきっかけづくりと、市民が郷土の歴史を知り、郷土愛の醸成につながる取組を推進します。 ○文化財関係団体などと協働した活用事業を実施します。 ○歴史資産に対する認知度の向上のため、広報紙などを通じた文化財などの紹介を行ないます。	・文化財保護事業

基本施策（７） スポーツの振興と環境の充実



●基本方針

生涯を通して全ての市民の暮らしの中にスポーツが定着し、健康で心身ともに元気に暮らすことができるまちを目指します。

●目標実現のための取組

【関係課】生涯スポーツ課

取 組 方 針	事 業 名
◆スポーツ推進体制の充実 ○「市民１人１スポーツ」を推進するため、スポーツ推進委員をはじめとする人材の確保や資質向上を図ります。 ○地域におけるスポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどを展開していくため、また地域スポーツの担い手育成の観点からも、指導者や総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。	・スポーツ推進計画策定事業 ・スポーツ少年団運営事業 ・スポーツ交流事業 ・スポーツイベント開催事業 ・スポーツ推進委員協議会運営事業
◆生涯を通じたスポーツ活動の推進 ○「紀の川市スポーツ推進計画」に基づき、生涯スポーツの振興を図ります。 ○スポーツイベントや教室の開催を通して、市民が多種多様なスポーツに接する機会を提供します。 ○高度で専門的な施設と人材を有する日本体育大学とのスポーツ交流を行うことで、児童生徒のスポーツ活動への意識の高揚や指導者の専門的な知識・技術の習得支援を図ります。 ○地域のスポーツコーディネーターとして重要な役割を担っているスポーツ推進委員の育成・確保に努めます。	
◆スポーツ施設の充実と適切な管理 ○市民がいつでも安全・安心に活用できるよう、スポーツ施設の適切な維持管理を進めるとともに、施設再編を含めた今後の施設のあり方についての検討を進めます。 ○市民ニーズに応じたスポーツ施設の設備や備品の充実を図るとともに、障害のある方や高齢者にも、スポーツを身近に感じてもらえるような環境づくりに取り組みます。 ○指定管理者制度の導入など、民間のノウハウを活用した効率的・効果的な施設運営・管理を進めます。	・運動公園管理運営事業 ・体育施設管理運営事業